

合宿ガイドライン

本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症対策として、安全な状況下で合宿を行っていただく事を目的としています。

合宿受け入れ条件

- ・参加する全員が 14 日前から健康であること。
- ・参加する全員の同居家族や知人に感染が疑われる方がいないこと。
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がないこと。

施設の利用

- ・体育施設等を利用する場合、施設管理者が定める新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づいて利用すること。

又、スポーツ庁社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインをご参照ください

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

合宿における対策（責任者）

- ・参加者全員の 14 日前からの健康確認（検温）を実施すること。
- ・期間中は毎日検温、健康状態（発熱・咳・咽頭痛など）の確認を行うこと。
- ・合宿期間中は、参加者全員の行動を把握すること。

体調不良者の対応

- ・期間中に下記の症状がある場合は宿泊先にて待機すること。

- I 発熱の症状がある
- II 強い倦怠感や息苦しさがある
- III 咳、痰、胸部に不快感のある

接触確認の対策

- ・合宿が終わった日から 14 日間、参加者全員の健康状態を把握し、新型コロナウイルス感染の疑いが出た場合は、その地域保健所に連絡を入れ、合宿期間中の行動を報告すること。